

管理 No.	問合せ箇所	Q:質問	A:回答
3 TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)			
TS -1	5	<p>「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)32ページにある 図1-17 で表層・基層を標高較差管理する場合の例についての発注者に提出する成果についてですが、△の箇所はTSでの管理ですので、</p> <p>①帳票、チェックシート等の成果作成(従来通りの成果)でよいのか？</p> <p>②上層・下層路盤のみのTSデータ(XML)作成でよいのか？</p> <p>③TLS計測(表層・基層)は出来形管理図表のみの作成でよろしいでしょうか？</p>	<p>各層毎に使用する測定機器が違う場合、それぞれの出来形管理要領に従って出来形管理資料を作成してください。</p> <p>△の箇所はTSでの管理となるので、ご質問の通り、従来通りのTSの成果でよいです。</p> <p>なお提出物は、出来形管理資料(出来形の合否判定をしている出来形管理図表が出来形管理資料となります。)だけではありません。出来形管理図表を作成するための各種データも提出物となります。</p> <p>例えば、TLSであればLandXMLのオリジナルデータやLAS等の点群データなどがあります。</p> <p>「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の 電子成果品の作成規定に従って準備してください。TSであれば施工管理データ(基本設計データと出来形計測データ)があります。「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の電子成果品の作成規定に従って準備してください。</p> <p>他にも施工計画書や3次元設計データチェックシートなども提出物になります。こちらは通常の施工管理で提出が必要なものです。</p>
TS -2		<p>舗装工の3次元設計データは各層で”必ず”つくる(必須), というご認識でしょうか. それとも, 表層の3次元設計データは必須で, 他の層は表層からのオフセットもOKという認識でしょうか.</p>	<p>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき、TLSによる出来形管理を行う場合は、3次元設計データが各層で必要となります。ただし、TLSによる管理は、起工測量と表層面を必須としているため、TLSによる管理を行わない層については、3次元設計データが不要となります。</p>
TS -3		<p>ICT舗装工では、TSを用いて起工測量する場合、どの要領を適用したらよいのでしょうか？</p>	<p>起工測量については、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」を準用することができます。</p>
TS -4		<p>以前よりTS 出来形の管理要領として</p> <p>①「TS を用いた出来形管理要領(土工編) 平成24 年3 月」及び</p> <p>②「TS を用いた出来形管理要領(舗装工事編) 平成24 年3 月」に基づき出来形管理がなされておりました。</p> <p>現在ICT 活用工事が進むにつれ、平成30年度以降以下の要領が新設されております。</p> <p>③「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案) 平成30 年3 月」</p> <p>④「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)H31.4.1」</p> <p>今後TS 出来形を実施する場合は①及び②が③及び④に改正されたものとして③及び④に基づき出来形管理を行ってよろしいでしょうか。</p>	<p>③TS 等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)および</p> <p>④TS 等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)はそれぞれ、TS 断面管理による出来形管理要領である</p> <p>①TS を用いた出来形管理要領(土工編)および</p> <p>②TS を用いた出来形管理要領(舗装工事編)に、面管理による出来形管理等を追加した要領になります。</p> <p>したがって、ご質問にありますように①が③に、②が④に改正したものとして、③④の要領に基づき出来形管理を行っていただきますようお願いいたします。</p>